

議案第 4 号

事務分掌条例の一部を改正する条例

令和 3 年 3 月 4 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

事務分掌の一部について、改定を行う必要があるため、この条例案を提出するものです。

事務分掌条例の一部を改正する条例

事務分掌条例（昭和50年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条住民部の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条都市整備部の項に次の1号を加える。

（9） 土地改良事業に関すること。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

事務分掌条例（昭和50年条例第16号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>総合政策部・総務部 (略)</p> <p>住民部</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> 労働に関する事。</p> <p><u>(4)</u> 一般廃棄物の処理及び清掃に関する事。</p> <p><u>(5)</u> 火葬場に関する事。</p> <p><u>(6)</u> 公害及び環境保全に関する事。</p> <p>健康福祉部 (略)</p> <p>都市整備部</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9)</u> <u>土地改良事業に関する事。</u></p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>総合政策部・総務部 (略)</p> <p>住民部</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> <u>土地改良事業に関する事。</u></p> <p><u>(4)</u> 労働に関する事。</p> <p><u>(5)</u> 一般廃棄物の処理及び清掃に関する事。</p> <p><u>(6)</u> 火葬場に関する事。</p> <p><u>(7)</u> 公害及び環境保全に関する事。</p> <p>健康福祉部 (略)</p> <p>都市整備部</p> <p>(1)～(8) (略)</p>